

令和4年7月7日

各県立学校長 様

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育課長

学校における濃厚接触者の特定及び対応について（依頼）

このことについて、令和4年6月21日付け「学校における今後の新型コロナウイルス感染症対応に係る留意事項について」事務連絡にて文部科学省から学校において留意いただきたい事項について示されました。また、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等から県医療保健部に令和4年6月20日付け「小児の新型コロナウイルス感染症対応について」事務連絡があり、子どものマスク着用及び子どもの濃厚接触者の特定について整理され、濃厚接触者の特定・行動制限を行っている自治体については、改めて保健衛生主管部局と関係部局が連携して対応することが示されました。

上記事務連絡の内容を踏まえ、令和4年6月28日に県医療保健部から子どもの濃厚接触者の特定について示されました。学校における対応については、令和4年3月30日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の県立学校の対応について」から変更ありませんが、下記のとおり留意願います。

記

1 県医療保健部令和4年6月28日付け事務連絡における子どもの濃厚接触者の特定について（別添（写）参照）

（1）子どもの濃厚接触者の特定について

本県では、令和4年3月25日付事務連絡にて、保育所、幼稚園、認定子ども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブについては、「積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定を行い、対象となった濃厚接触者に対して行動制限を求めること」としている。就学前の子どもについては、マスクの着用を一律には求めておらず、また、基本的な感染対策の徹底が困難と考えられることから、上記施設においては、引き続き積極的疫学調査を実施する。

なお、濃厚接触者の特定にあたっては、マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者と特定するのではなく、引き続き、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。

特別支援学校においては、従前どおり保健所において濃厚接触者の特定を行います。

（2）上記施設等からの問い合わせへの対応について

上記施設や教育機関から保健所に感染対策等の技術的助言の依頼があった際には対応いただくとともに、相談内容に応じて十分な連携を図るようお願いする。

2 1を踏まえた県立学校における対応

学校生活においてマスクの着用が不要な場面がありますが、上記（1）のとおり、濃厚接触者の特定にあたっては、マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者と特定されるのではなく、引き続き、周辺的环境や接触の状況等個々の状況から判断されることになっています。

なお、これらをふまえた上でも判断に迷う際には、各保健所に相談をお願いします。各学校からの相談の際には、技術的な助言等の対応をいただく旨を医療保健部から各保健所に通知いただいております。

（参考）「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」

（国立感染症研究所 感染症疫学センター 令和3年1月8日版より一部抜粋）

● 「濃厚接触者」とは

- ・ 患者と同居あるいは長時間の接触があった者。
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。
- ・ 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で必要な感染予防策なしで感染者と15分以上の接触があった者（周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

【事務担当】

保健体育課 課長補佐兼班長 横山 勝規

TEL：059-224-2973 FAX：059-224-3023

高校教育課 課長補佐兼班長 谷奥 茂

TEL：059-224-3002 FAX：059-224-3023

特別支援教育課 課長補佐兼班長 遠藤 純子

TEL：059-224-2961 FAX：059-224-3023